

第4回小浜市農業委員会議事録 (縦覧用)

と き 令和2年9月28日(月)午後4時00分

ところ 小浜市役所 3階 302会議室

出席委員

	2番 松井和幸	3番 東清俊
4番 和田千代	5番 松尾志信	6番 早俊夫
7番 福永吉孝	8番 河嶋幸男	
10番 西田尚夫		

欠席委員

1番 赤尾裕子	9番 岡田昌樹	

遅刻委員

出席事務局 阪本事務局長、的場GL、大和、藤田

令和2年9月28日（月）午後4時00分小浜市役所 3階 302
会議室において、第4回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまから第4回小浜市農業委員会を開催させていただきます。今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番 福永委員、8番 河嶋委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、5番 松尾委員、6番 早委員でした。それでは、『議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。1件ございます。申請者は小浜市〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は944㎡。利用状況は不耕作で10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示、都市計画区域内用途指定なし農業振興地域内農用地区域。転用目的は貸土砂置場。事業又は施設の概要については土砂置場です。こちらは〇〇が住宅の建築工事などで発生した建設残土を搬入するために土砂置場として利用するものです。〇〇と〇〇にある2箇所仮置場から土砂を搬入する計画です。土砂を入れた後は作土を入れて畑にする計画であるために一時転用となっております。申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内の農地で、1種農地に該当いたしますが、一時転用であるため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【5番委員】はい、24日に早委員と事務局と4名で現地確認調査に行っていました。4条の案件ですけれども、〇〇から国道方向、〇〇がでございます。これが県道、これが〇〇という道路のすぐ横です。これが〇〇の集落になるわけなんですけど、そのすぐ横でございます。県道から1枚、2枚目ですね。これ全て〇〇さんの田んぼということを知っております。その土地ですけれども、土地改良されて1種農地ということなんですけれども、〇〇さんが小浜市内で3箇所目の土置場ということで、ここに土を上段の高さまで盛土されるということを知っております。今、不耕作ということなんですけれども、将来的に盛土をされて畑にされるということで農地としては変わりはありませんので、この案件につきましては妥当かなという風に判断をいたしました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ございませんか。ちょっと私からいいですか。今、県の審議委員会では一時転用の申請ですと、大体2件ぐらい、3件目は終わってから、というような形をとっているということで、これも向こうの質問が出たんですけど、それは

小浜市はそれに規定はないんやね。

【事務局】今回の申請に関して県の嶺南振興局の担当者に確認しましたところ、〇〇さん関係で今回で3件目なんですけど、1件目、2件目の工事期間が完了するまでであれば、申請を受け付けて問題ないとの回答です。

【議長】はい、ありがとうございます。何か他にございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。続きまして、『議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】はい、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明申し上げます。1件ございます。申請者、譲渡人は小浜市〇〇、〇〇。譲受人は〇〇市〇〇、〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇、〇〇。地目は登記、現況ともにそれぞれ田。面積は153㎡、840㎡。利用状況はいずれも不耕作で10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示については都市計画区域内用途指定なし、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は共同住宅建築。事業又は施設の概要については共同住宅1棟と駐車場20台分となっています。この申請地は、水管、下水道管が埋設された道路の沿道にあり、〇〇と〇〇が500m以内にあることから、第3種農地に該当するため、転用可能と考えております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【5番委員】はい、5条の案件ですけれども、〇〇の〇〇の交差点から〇〇線を〇〇の方に入っていったところなんです。ここには書いてないですけど、この区画に〇〇、それからこの横に〇〇がございません。その横が今、住宅地になってございません。この申請地の周囲には今、農地はございません。用水路も今回新たに工事をされると、その前の水路も工事でやりかえるということになってございませんし、見ていただいたように、周りは全て住宅地、あるいは倉庫ということになってございませんし、裏の排水については触らないということなんですけど、ここにアパートと駐車場という計画でございません。こういった形でアパート、〇〇線側に駐車場ということで計画をしておられます。先ほどお話がありましたように〇〇からも近いということでここに住宅地としてアパートを建てる、アパートの敷地とするということについては問題ないかなと判断いたしました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等

ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして、『報告第1号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明をお願い致します。

【事務局】はい、それでは報告第1号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について説明申し上げます。下記の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が提出され、受理通知書を発行したので報告します。全部で21件ございます。番号1、氏名は〇〇、住所は〇〇、所在・地番は〇〇他1筆、地目は登記、現況ともに田他となっております。合計面積は3,002㎡。そのほか、以下の20件は資料のとおりとなっております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。これですべての議案を終了いたしました。他にないようでしたら以上をもちまして、第4回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員
